

料金表

【医療保険】 ※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります

サービスの種類等			料金
訪問看護基本療養費	Ⅰ	看護師 週3日目まで	5,550円
		看護師 週4日目以降	6,550円
		准看護師 週3日目まで	5,050円
		准看護師 週4日目以降	6,050円
		緩和、褥瘡ケアの専門看護師 (同一日に共同の訪問看護)	12,850円
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	5,550円
	Ⅱ 同訪問した同建合物内3人以上に	看護師 週3日目まで	2,780円
		看護師 週4日目以降	3,280円
		准看護師 週3日目まで	2,530円
		准看護師 週4日目以降	3,030円
		緩和、褥瘡ケアの専門看護師 (同一日に共同の訪問看護)	12,850円
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,780円
	Ⅲ	在宅療養に備えた外泊時 (入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾患等については入院中に2回)	8,500円

サービスの種類等				料金
訪問看護療養費	月訪問の	Ⅰ 機能強化型1の場合		13,230円
		Ⅱ 機能強化型2の場合		10,030円
		Ⅲ 機能強化型3の場合		8,700円
		Ⅳ Ⅰ～Ⅲ以外の場合		7,670円
	2日以上降目の	Ⅰ	下記以外	3,000円
		Ⅱ	同一建物居住者の割合が7割以上又は別表7と別表8の利用者の合計が3人以下	2,500円

ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケア(退院支援指導を含む)を行った場合	25,000円
------------	--	---------

情報提供療養費	行政、学校等の求めに応じて情報を情報提供書を提出した場合	1,500円
---------	------------------------------	--------

□事業所の体制、サービス提供の時間帯、内容により以下の料金が加算されます。

加算の種類等			料金	
訪問看護ベースアップ評価料 ※月1回算定	Ⅰ		780円	
	Ⅱ	1	10円	
		2	20円	
		3	30円	
		4	40円	
		5	50円	
		6	60円	
		7	(Ⅰ) 医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合算定	70円
		8		80円
		9		90円
		10	(Ⅱ) (Ⅰ)を算定している利用者1人につき、当該基準に係る区分に従いそれぞれ所定額を算定	100円
		11		150円
		12		200円
		13		250円
		14		300円
		15		350円
		16		400円
		17		450円

加算の種類等			料金
訪問看護医療DX情報活用加算 ※月1回算定		電子資格確認により計画的な管理を行った場合	50円
24時間対応体制加算 ※月1回算定	Ⅰ	業務軽減措置有りの場合	6,800円
	Ⅱ	上記以外	6,520円
特別管理加算 ※月1回算定	Ⅰ	特別な管理を必要とする場合	5,000円
	Ⅱ		2,500円
※(Ⅰ) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者			
(Ⅱ) 自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者、人工肛門、人工膀胱、重度の褥瘡(真皮を超える褥瘡)、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている方			
夜間、早朝、深夜加算		早朝(6:00～8:00)の訪問	2,100円
		夜間(18:00～22:00)の訪問	

加算の種類等				料金
難病等複数回訪問看護加算	難病等の方に1日に複数回の訪問看護を提供した場合	※同一日に同建物内3人以上に訪問した場合	(2回)	4,500円
			(3回以上)	8,000円
			(2回)	4,000円
			(3回以上)	7,200円
複数名訪問看護加算	1人で看護を行うことが困難な方に対して看護師等が2名または看護師等1名と看護補助者1名で訪問した場合	看護師等(准看護師を除く)の場合		4,500円
		准看護師の場合		3,800円
		看護師等又は看護補助者の場合		3,000円
		看護師等又は看護補助者の場合で別途厚生労働大臣が定める場合に該当する利用者であるとき	(1回/日)	3,000円
			(2回/日)	6,000円
			(3回/日)	10,000円
	※同一日に同建物内3人以上に訪問した場合	看護師等(准看護師を除く)の場合		4,000円
		准看護師の場合		3,400円
		看護師等又は看護補助者の場合		2,700円
		看護師等又は看護補助者の場合で別途厚生労働大臣が定める場合に該当する利用者であるとき	(1回/日)	2,700円
			(2回/日)	5,400円
			(3回/日)	9,000円
緊急訪問看護加算	主治医の指示による計画にない緊急の訪問を行った場合	月14日目まで	2,650円	
		月15日目以降	2,000円	
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者、特別訪問看護指示期間の方に対して、90分以上サービスを提供した場合		5,200円	
退院時共同指導加算	1月につき(状態に応じ月2回を限度とする)		8,000円	
特別管理指導加算	特別管理加算対象者が退院時共同指導加算に該当した場合		2,000円	
退院時支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合		6,000円	
	長時間の訪問を要する方に対して、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合		8,400円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算	主治医の求めに応じてカンファレンスを開催した場合、月1回につき		2,000円	
在宅患者連携指導加算	月1回につき		3,000円	
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合、月1回につき		2,500円	

【保険給付対象外サービス】

住居以外での訪問看護や訪問上限回数以上の訪問等の 保険給付対象外のサービス	30分未満		4,500円
	60分未満		6,500円
	90分未満		13,000円
エンゼルケア	亡くなられたあとの処置(処置材料代を含む)		20,000円
交通費 ※2km未満は無料	公共交通機関を使用する場合		実費
	自動車を使用する場合 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費1kmあたり		30円
キャンセル料	ご利用の前日の17時までにご連絡いただいた場合		0円
	上記時間以降		利用料の

		18	500円		深夜(22:00～6:00)の訪問	4,200円		上記時間以降		自己負担相当額
--	--	----	------	--	-------------------	--------	--	--------	--	---------

サービス内容		介護利用者負担額					予防利用者負担額				
		単位	総額	利用者負担額			単位	総額	利用者負担額		
				(1割)	(2割)	(3割)			(1割)	(2割)	(3割)
訪問看護費	20分未満	314	3,205円	321円	641円	962円	303	3,093円	310円	619円	928円
	20分以上30分未満	471	4,808円	481円	962円	1,443円	451	4,604円	461円	921円	1,382円
	30分以上1時間未満	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円	794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	1時間以上1時間30分未満	1128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円	1090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
	理学療法士等による 訪問の場合 (1回につき)	294	3,001円	301円	601円	901円	284	2,899円	290円	580円	870円

- ◆…療法士の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。
- ◆…療法士の実施するリハビリを 60分以上実施する場合は上記の単位数に 0.9を乗じて計算します。
- ◆…療法士の実施するリハビリで緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定しない方、および看護師の訪問件数よりも少ない方は上記の単位数から8単位減算して計算します。また、 12ヶ月を超えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は、1回につき 15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算します。

サービス提供の時間帯により以下の割合で料金が加算されます。

	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割合	25%増し	25%増し	50%増し

※当事業所と同一建物に居住する利用者、又は同一建物に居住する20人以上の利用者に対してサービスを提供する場合には、上記単位数に0.9を乗じて計算します。尚、当事業所と同一建物に居住する50名以上の利用者にサービス提供する場合には、上記単位数に0.85を乗じて計算します。

※居宅(介護予防)サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師が訪問する場合には上記単位数に0.9を乗じて計算します。

加算とその概要等				単位	総額	利用者負担額(円)		
						(1割)	(2割)	(3割)
初回加算 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合		退院日		350	3,573円	358円	715円	1,072円
		退院日以外		300	3,063円	307円	613円	919円
特別管理加算 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業者が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合			I	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
			II	250	2,552円	256円	511円	766円
複数名訪問加算(Ⅰ) 同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行った場合			30分未満	254	2,593円	260円	519円	778円
			30分以上	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(Ⅱ) 同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して指定訪問看護を行った場合			30分未満	201	2,052円	206円	411円	616円
			30分以上	317	3,236円	324円	648円	971円
緊急時訪問看護加算 利用者またはその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合			I	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
			II	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
長時間訪問看護加算 所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行い、所要時間を超過した時間が1時間30分を超えた場合				300	3,063円	307円	613円	919円

加算とその概要等		単位	総額	利用者負担額(円)		
退院時共同指導加算 病院等に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合		600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ターミナルケア加算 在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍等にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合) ※介護予防の場合を除く		2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
看護・介護職員連携強化加算 (指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し、特定行為業務を円滑に行うための支援を行った場合)		250	2,552円	256円	511円	766円
看護体制強化加算 医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合であって、12ヶ月のターミナルケア加算の算定者5名以上または1名以上の場合	I (5名以上)	550	5,615円	562円	1,123円	1,685円
	II (1名以上)	200	2,042円	205円	409円	613円
サービス提供体制強化加算 従業者の個別の研修計画の作成、研修を実施し、利用者の情報、サービス提供の留意事項の伝達、従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を行い、看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上または3年以上の者の占める割合が30%以上である場合	I (7年以上)	6	61円	7円	13円	19円
	II (3年以上)	3	30円	3円	6円	9円
専門管理加算 緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合		250	2,552円	256円	511円	766円
口腔連携強化加算 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合		50	510円	51円	102円	153円

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

(説明を受けた者)

本書面により、訪問看護等の重要事項説明書別表について、事業所から説明を受け、同意しました。

令和 7 年 月 日

利用者 (氏名)

印

代理人または立会人等 (氏名)

印

を付い、所定時間を超過した時間が1時間30分を超えた場合					
------------------------------	--	--	--	--	--